

# 税制度(案)について

資料3

項目	要件
課税客体	市内に所在する宿泊施設(簡易宿所及び民泊施設を含む)への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末までに前月の初日から末日分を申告納入
税率(税額)	1人1泊あたり200円
免税点	<b>検討中</b>
課税免除	なし
罰則規定	帳簿等の記載、保存等の義務を怠った場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
課税期間 (見直し期間)	原則5年ごとに内容の見直し (社会情勢等の変化により必要が生じた場合は直ちに見直しを検討)

※変更点

# 免税点について

●免税点とは、課税が免除となる基準額のこと。この金額未満であれば課税されない。

= 宿泊料金 が免税点未満であれば課税対象外となる。



「宿泊料金」とは、「宿泊の対価」であり、いわゆる「**素泊まり料金**」のことです

以下のものは宿泊料金には含みません

・食事代 ・遊興費 ・立替金 ・消費税 ・宿泊の用に供しない施設の利用料 など

## ポイント

⇒ 免税点を導入した場合は、宿泊者ごとに、これらの料金を除いたいわゆる「**素泊まり料金**」を算出いただく必要があります。

※「課税対象となるかどうか」の境界線はこの「素泊まり料金」で判断します。

※また、帳簿にも宿泊者ごとの「素泊まり料金」を記載いただく必要があります。

# 申告

**一律定額** かつ **免税点あり** を

採用した場合の納入申告書のイメージ

例)  
免税点を5,000円とした場合で、  
4月1日の宿泊者数が次のとおりであった場合

- ・ 1泊2食付き10,000円（内食事代5,000円）の宿泊者が5名⇒素泊まり料金5,000円
- ・ 1泊2食付き9,000円（内食事代5,000円）の宿泊者が3名⇒素泊まり料金4,000円

## イメージ

宿泊税納入申告書

(宛先) 伊勢市長  
(特別徴収義務者) 住所(所在地) 伊勢市岩淵1丁目7番29号  
氏名(名称) 株式会社 伊勢市リゾート

宿泊税の納入について、●●の規定により、次のとおり申告します。

宿泊施設	所在地	伊勢市小俣町元町540番地		
	施設名	ホテル伊勢市役所		
	電話番号	0596-21-5530	施設番号	111111

課税標準 ①	5	泊	税 額 ①×200円	1,000	円
--------	---	---	---------------	-------	---

令和 8 年 4 月分 宿泊税納入明細書

日	宿泊数(泊)		計	備考
	課税対象	課税対象外		
1	5	3	8	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
計	5	①	3	8

3

①課税対象となる人数

②宿泊料金が免税点未満である人数  
(添い寝の乳児を含む)

課税対象である「免税点以上の宿泊者数」と課税対象外である「免税点未満の宿泊者数」を分けて記載していただくこととなります。